

2020年7月10日

## 令和2年7月豪雨により被災されたお客さまへの「災害特別融資」の取扱いについて

このたびの令和2年7月豪雨により被災された皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。  
株式会社 筑邦銀行（頭取 佐藤 清一郎）は、令和2年7月豪雨災害により被災されたお客さまをご支援するため、「災害特別融資」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

被災された皆さま方の一日も早い災害復旧をお祈り申し上げます。

### 記

1. お取扱期間  
令和2年7月10日（金）～令和2年12月30日（水）
2. 災害特別融資の概要

ご利用いただける方	令和2年7月豪雨により被災された法人・個人事業主および個人の方
資金使途	災害復旧に必要な資金 ・ 運転資金または設備資金 ・ 住宅の補修、車、家具、家電等の購入費用等
ご融資金額	定めなし
ご融資期間	10年以内（据置1年以内）
ご融資利率	当行所定の金利
ご返済方法	元金均等返済または元利均等返済
担保	原則不要
保証人	原則不要 法人の場合、原則代表者1名
取扱店	全店

※審査結果により、ご希望に添えないことがございますので予めご了承ください。

詳細につきましては、筑邦銀行の各支店窓口（平日：9：00～15：00）またはフリーダイヤル0120-20-7980（土日祝日のみ：10：00～17：00）までお問い合わせください。

以 上